

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（29 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 10 日

私が所持する平成 20 年 7 月 10 日に支給された賞与に係る賞与支払明細書に記載されている賞与額と、オンライン記録上の標準賞与額に差異があるので、当該標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 20 年 7 月 10 日に支給された賞与に係る賞与支払明細書及びA社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（29 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賞与支払明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、29 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記入を誤り、誤った届出に基づく厚生年金保険料額を納付した。」としていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された私の賞与額は、100万円であったと記憶しているが、オンライン記録では10万円となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険業務を委託している社会保険労務士が、申立期間について、誤った賞与額を記載し、社会保険事務所（当時）に届け出た。」としていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和60年10月から61年3月までは30万円、同年4月から62年3月までは41万円、同年4月から63年3月までは44万円、同年4月から平成元年9月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から平成元年10月26日まで  
私が所持するA社の給料支払明細書を見ると、実際の給与額及び厚生年金保険料控除額に比べ、申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が低いと思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、昭和60年10月から61年3月までは30万円、同年4月から62年3月までは41万円、同年4月から63年3月までは44万円、同年4月から平成元年9月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めている上、前述の給料支払

明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、申立期間にはA社に勤務していたが、平成3年4月1日付けで同社の関連会社であるB社に勤務するように命じられた。両社の事業主は同一人物だった。申立期間の給与支払明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における資格取得日は平成3年3月1日、資格喪失日は同年3月31日であり、B社における資格取得日は同年4月1日であることから、1日の空白があることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、申立期間にはA社に勤務していたが、平成3年4月1日付けで同社の関連会社であるB社に勤務するように命じられた。」と述べている上、B社の現在の経理担当者は、「当時、A社とB社の事業主は同一人物であり、両社間の異動は、配属先が変更になったことによるものであることから、厚生年金保険被保険者期間に空白があるはずが無い。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の平成3年4月1日であると認められる。

なお、オンライン記録においては、平成3年3月は、厚生年金保険法第19条第2項の規定により、厚生年金保険被保険者期間とされている。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月29日は10万円、19年12月28日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日  
② 平成19年12月28日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、平成18年12月29日には10万円、19年12月28日には15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月29日は3万円、19年12月28日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日  
② 平成19年12月28日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、平成18年12月29日には3万円、19年12月28日には5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月29日は3万円、19年12月28日は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日  
② 平成19年12月28日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、平成18年12月29日には3万円、19年12月28日には6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福島国民年金 事案 721

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年3月まで

私は、申立期間当時、A市の本庁舎に臨時職員として勤務していた。過去に国民年金保険料の未納があったので、同市の国民年金の窓口の女性職員に相談し、昭和62年4月から、現年度保険料と過年度保険料を1か月分ずつ当該窓口で納付していたが、申立期間が未納期間となっている。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年4月から、現年度と過年度の国民年金保険料を1か月分ずつA市の国民年金の窓口で納付した。」と述べているが、申立期間当時、A市の窓口では過年度保険料を納付することはできない。

また、申立人が納付したと述べている金額は、現年度保険料と過年度保険料を合計した金額とは相違している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年9月までの期間及び46年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から45年9月まで  
② 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和38年頃から、A市にあったB社に勤務し、入社当初は厚生年金保険に加入していたが、事業主から厚生年金保険から国民年金に切り替える旨説明があった。

申立期間については、B社の事業主が、国民年金の加入手続を行い、私の給与から国民年金保険料を控除し、納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市にあったB社の事業主が、申立期間の国民年金の加入手続を行い、申立人の給与から国民年金保険料を控除し、納付していたはずであると述べているところ、同社は既に解散し、事業主の連絡先は不明であり、申立期間当時の具体的な状況を確認することができない上、申立期間当時、同社に勤務し、申立期間のうちの一部期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる同僚は、「事業主から、厚生年金保険から国民年金への切替について説明があったか記憶していない。申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、事業主ではなく、私の妻が行っていた。」と述べている。

また、C市が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年10月頃に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から32年4月1日まで

私は、昭和29年にA社の前身であるB社に入社して以来、平成3年に退職するまで、継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間に欠落が生じているのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の社史によれば、昭和33年当時の従業員数は60人であった旨の記載が確認できる一方、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、29年から33年までの期間において被保険者資格を取得した者は最大で28人であることが確認できることから、同社では、必ずしも全ての従業員について、被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間直後の経理担当者は、「当時、厚生年金保険の加入は希望制であり、従業員全てが厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と述べている。

さらに、申立期間を含む約7年間で申立人と同様に被保険者期間の欠落がある者が15人確認でき、このうち連絡の取れた8人は、継続して勤務していたと述べている上、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、被保険者期間の欠落がある者4人のうち3人は、申立人と同様に再取得時の被保険者記号番号を別番号で取得している。

加えて、当時の事業主及びほとんどの同僚が既に死亡している上、A社で

は、申立期間当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
② 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

勤務期間中に減給となったことが無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額がその前後の期間より減額されている。間違いだと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳によれば、申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、前述の賃金台帳及びオンライン記録によれば、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額算定基礎届等の届出を適切に行っていたものと認められる上、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 12 月 15 日まで  
② 昭和 51 年 12 月 15 日から 53 年 2 月 18 日まで  
③ 昭和 56 年 9 月 16 日から同年 12 月 30 日まで  
④ 昭和 57 年 3 月 20 日から 60 年 6 月 21 日まで  
⑤ 平成元年 11 月 1 日から 17 年 6 月 16 日まで

私は、申立期間①から④までに勤務していた各事業所から、オンライン記録上の標準報酬月額より高額の給与をもらっていたと思う。また、申立期間⑤については、給与明細書に記載されている一部の期間の給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額である。調査の上、申立期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについては、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間①のA社、申立期間②のB社（現在は、C社）及び申立期間③のD社（現在は、E社）では、賃金台帳等の関連資料を廃棄しており、また、申立期間④のF社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の4つの事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票又は被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録も見当たらない。

申立期間⑤については、申立人が所持している申立期間⑤に係るG社発行

の給与明細書によれば、当該明細書に記載されている一部の期間の給与総支給額がオンライン記録上の標準報酬月額より高額であることは確認できる。

しかしながら、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、申立期間⑤の全ての期間（平成7年8月を除く。）において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

また、平成7年8月については、申立人の入院による欠勤で、給与の支給及び厚生年金保険料の控除がされていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月頃から55年4月1日まで

申立期間にはA団体B本部（現在は、C団体B連合）から給与が支給されており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A団体B本部から給与が支給されていたと申し立てている。

しかしながら、C団体B連合では、当時の資料が保管されていないとしており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、総務事務担当者を含む複数の同僚は、「昭和54年に組織が統一されたが、財政上の統一まではその後1年程度の期間があった。その間は、申立人には、統一前の組織から給与が支給されていた。統一後の組織であるA団体B本部では、申立人に給与を支給しておらず、申立人に係る社会保険の加入手続も行っていない。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。